

広尾町地域おこし協力隊募集要項

【北海道広尾町の概要】

広尾町は、北海道十勝管内の最南端に位置し、面積は596.16km²の広さを有しており、北は大樹町、南はえりも町、東は豊かな水産資源を有する太平洋、西は日高山脈を境界に、日高管内のえりも・浦河の両町に接しています。十勝管内の中核都市である帯広市まで84kmで、車で約1時間40分、北海道の産業・経済の中心地札幌市まで260kmで、札幌市と結ぶ都市間バスで約4時間30分の距離にあります。現在、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の整備が進められており、完成するとスムーズな交通の流れによる所要時間の短縮が期待されています。また、東京線が開設されている帯広空港まで約52km、車で約1時間の距離にあります。帯広から天馬街道を通り日高と結ぶ236号（帯広～浦河）、浦幌からえりも町を経由する336号（浦幌～浦河）の国道2路線と主要道道（広尾・大樹線）が交差し、十勝と日高を結ぶ交通の要所となっています。



図1 広尾町の地理的条件

東側に太平洋、西側には、楽古岳（1,472m）や十勝岳（1,457m）をはじめとする1,000m級の日高山脈の山々がそびえ立ち、雄大な自然景観を形成しています。その山系に源を持つ豊似川、野塚川、楽古川、広尾川、音調津川の5本の河川が太平洋に注ぎ、豊似・野塚・楽古の3本の河川の両岸に酪農や畑作に適した大地が広がっています。太平洋に面した本町は、北からの千島海流と南からの日本海流とが混じり合う地点に位置しています。これによって発生する霧により夏は比較的涼しく、年間を通じた降雨量（降雪）は多いものの十勝管内では最も暖かく、昼夜の寒暖の差も比較的少ないなど、海洋性気候の影響を受けて温暖な気候です。

豊かな自然環境と地域資源に富む生産地であり、農林漁業を基幹産業としています。漁業では、漁獲できる魚種は、さけ、すけとうだら、本ししゃも、毛がに、いか、たこ、うになど多種にわたり、漁獲量は20,225t、漁獲高は3,730,806千円（H25 北海道水産現勢）となっており、四季折々に水揚げされる高品質の海産物が豊富にあります。農業では、総作付面積5,421.5ha（うち、71.7%が牧草）あり、家畜は、乳用種が全体の家畜頭数の92.6%（11,062頭）を占めています。農業経営形態は、酪農が77%、畑作が8%、肉牛が7%となっています。生乳生産量は53,654tであり、日本有数の高品質の生乳を生産しています（H24 広尾町農業協同組合調べ及びH26 広尾町農林課調べ）。森林総面積は、47,189ha（H26 広尾町農林課調べ）で、天然林が35,411ha、人工林が10,543haあり、豊かな森林資源を有しています。

サーフィン・釣り・登山などのアクティビティに向く、雄大な自然があり、町全体で自然体験が可能です。また、水質全国トップレベルの河川（水資源）を有しています（H14 環境省公共用水域水質測定結果）。重要港湾「十勝港」を有しており、貨物として、農水産品、林産品、鉄鉱石、化学工業品などを取り扱っています。取扱貨物量は1,167,243t（うち国内貿易62.8%、外国貿易37.2%）となっています（H26 広尾町港湾課調べ）。商工業の事業者数は464件、従業員数は2,812人（H24 広尾町企画課調べ）おり、海産物を取り扱う飲食店や優れた加工技術を持った加工製造業者を有しています。



秋サケの水揚げ現場



放牧の様子



十勝港海上花火大会



黄金道路の景観

本町は、十勝管内で最も歴史のある町として、先人が残した貴重な財産を受け継ぎながら、漁業、農林業の一次産業のほか、重要港湾である十勝港を中心に産業振興と経済循環のもとでまちづくりを進めてきました。しかし、人口減少及び少子高齢化が進行しており、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化が喫緊の課題となっています。

【人口減少・高齢化が進む】

◆国勢調査

総人口:11,512人(S55)→7,881人(H22) 30年で31.5%減少

年少人口(0～14歳):2,868人(S55)→1,011人(H22) 30年で64.7%減少

生産年齢人口(15～64歳):7,706人(S55)→4,593人(H22) 30年で40.4%減少

高齢者人口(65歳以上):938人(S55)→2,277人(H22) 30年で142.8%増加

【若年層の減少が進む】

◆国勢調査

若年層人口(15歳～34歳):3,322人(S55)→1,199人(H22) 30年で63.9%減少

【将来的にも人口減少が進む傾向】

◆国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

本町の将来推計総人口:7,457人(2015年)→6,981人(2020年)

→6,029人(2030年)→3,478人(2060年)

5年後は2015年1月の人口の6.4%、

15年後は19.1%、45年後は53.4%減少する推計

図2 人口減少・少子高齢化が進む

【募集概要】

北海道広尾町では、町外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、広尾町地域おこし協力隊の隊員を募集します。

1 募集人数

3名

2 応募条件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方
- (2) 心身ともに健康で、地域になじみ、かつ、誠実に職務を遂行できる方
- (3) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることができる方（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住又は定着している方を除く。委嘱された隊員は、速やかに町内へ住民票を異動させるものとする。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

3 活動内容

地域おこし協力隊の活動は、広尾町地域おこし協力隊設置要綱（平成27年7月1日告示第25号）に定める活動を基本とし、主に次の活動に従事していただきます。

- (1) 水産商工観光課委嘱（観光振興推進員 1名）
 - ・観光イベントの企画運営
 - ・観光協会事務局の運営管理
 - ・観光振興の推進体制の確立に必要な活動
- (2) 水産商工観光課委嘱（広尾ブランド推進員 1名）
 - ・広尾ブランドの推進体制の確立に必要な活動
 - ・ふるさと納税関連事務全般
- (3) 企画課委嘱（移住定住促進員 1名）
 - ・移住定住事業の推進に必要な活動
 - ・地域全体の維持・活性化に必要な活動

4 報償費等

報償費及び社会保険は、次のとおりです。

- (1) 報償費（月額） 250,000 円
- (2) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

5 委嘱期間

隊員の委嘱期間は、原則として1年とし、最長で委嘱の日から3年まで延長することができるものとします。ただし、初年度は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は、原則として、年度単位で延長できるものとします。なお、平成27年度中に出来るだけ早く活動開始できる方を歓迎します。

6 活動日数及び活動時間、有給休暇等

- (1) 原則として、1週間当たり38時間45分とします。
- (2) 活動日及び当該活動日ごとの活動時間については、所属課長が定めるものとします。
- (3) 有給休暇等
 - ア 年次休暇 10日
 - イ 忌引休暇 2日～5日・夏季休暇 3日
 - ウ 病気休暇 10日
 - エ その他 年末年始休暇 12月31日から翌1月5日まで

7 地域おこし協力隊の活動等に対する支援等

広尾町は、地域協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行います。

- (1) 地域協力活動に関する総合調整
- (2) 配属先との調整及び町民への周知
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域協力活動に関して必要な事項

8 活動等に関する経費

次の活動費の経費は、予算の範囲において、広尾町が負担します。

- (1) 住居、活動用車両の借上費
- (2) 活動旅費等移動に要する経費
- (3) 作業道具・消耗品等に要する経費
- (4) 関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- (5) 隊員の研修受講に要する経費
- (6) 定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費

- (7) 定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- (8) 外部アドバイザーの招へいに要する経費

9 応募手続き等

(1) 応募受付期間

平成 27 年 8 月 11 日～9 月 10 日（締切日：9 月 10 日必着）

※ 応募者の中で適任者がいない場合は、応募受付期間を延期することがあります。（最終応募締切日：平成 27 年 10 月 31 日必着）

(2) 提出書類

ア 応募用紙（様式 1）

イ 住民票抄本 1 部

ウ 運転免許証の写し

※ 提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却致しません。

(3) 提出方法

「広尾町地域おこし協力隊応募提出書類在中」と封書に明記し、下記の提出場所まで郵送もしくは持参ください。

(4) 提出場所

広尾町役場企画課企画係

〒089-2692 北海道広尾郡広尾町西 4 条 7 丁目 1 番地

Tel 01558-2-0184 / Fax 01558-2-4933

E-mail k-kikaku@town.hiroo.lg.jp

10 選考方法

(1) 第 1 次選考審査（書類選考）

書類選考の上、合否の結果を文書で通知します。なお、第 1 次選考合格者を対象に、地域協力活動への理解を深めることを目的とした 1 泊 2 日の地域滞在体験プログラム（参加希望制、交通費等は個人負担、第 2 次選考審査（面接選考）と組み合わせて参加可）を実施します。

(2) 第 2 次選考審査（面接選考）

第 1 次選考合格者を対象に、広尾町において面接選考を実施します。日程等は第 1 次選考結果の通知する際にお知らせします。なお、第 2 次選考審査に要する交通費等は個人負担とします。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果は、第 2 次選考終了後に文書で通知します。

(4) 採用決定

採用決定後、活動内容調整や雇用手続き等の連絡調整を行います。

なお、委嘱状の交付は、委嘱開始日とします。

- ※1 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。
- ※2 広尾町への転入の手続きは、必ず雇用契約締結日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用の取り消しとなる場合があります。

11 その他

(1) 募集に関する質問

質問書（様式2）により、郵送、電子メール又はファクスで受け付けます。なお、電子メール又はファクスの場合は、電話連絡の上、送信してください（電話での質問は受け付けません）。

(2) 質問に対する回答

質問者に直接又はファクス若しくは電子メールのいずれかの方法により回答します。

(3) その他、募集要項に掲載されていない事項は、設置要綱によるものとします。